

会 議 録			
会議の名称	令和7年8月6日開催政策会議		
開催日時	令和7年8月6日（水曜日）午前9時から 午後6時まで		
出席者	区長、中村副区長、清水副区長、松村副区長、教育長、技監、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、区長室長、生活文化政策部長、環境政策部長、保健福祉政策部長、都市整備政策部長、教育政策・生涯学習部長		
審議概要	1	「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画中間見直し」（素案）について	土木部
		【意見等】 ・「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画」について、上位計画や法令等の変更、社会動向等を踏まえて見直しを行い、令和8年度の改定に向けて、庁内での検討や世田谷区自転車等駐車対策協議会での学識経験者からの意見聴取等に基づき、「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画中間見直し」（令和8年度～12年度）の素案を取りまとめた旨の説明があった。 ・キックボード等の新たなモビリティの対応についても、自転車をとりまく交通環境としての観点から考えていってほしいと意見があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	2	一部の個人番号カード事務の郵便局委託について	地域行政部
		【意見等】 ・個人番号カードに関する業務の一部を郵便局に委託することを決定する旨の説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	3	令和8年のくみん窓口・出張所の混雑期に向けた取組みについて	地域行政部
		【意見等】 ・令和7年の混雑期の取組みや窓口の状況等の分析を踏まえ、令和8年の混雑期に向けた各種取組みを決定する旨の説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	4	世田谷地域における青少年交流センターの設置について	子ども・若者部
		【意見等】 ・『世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）』に基づき、区内各地域に青少年交流センターの設置を進めるにあたり、世田谷地域における青少年交流センターを設置する旨の説明があった。 ・地域住民をはじめ、子どもや若者等の意見を丁寧に聞き取りながら、設置場所について引き続き検討していくよう意見があった。 【審議結果】 出された意見を基に付議事案は再調整とする。	

審議概要	5	児童館における子どもの居場所フローターの本格実施について	子ども・若者部
		【意見等】 ・区において実施した「児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する検討会」の提言を踏まえた子どもの居場所の充実に向けて、子どもの居場所フローターを本格実施する旨の説明があった。 ・地域からも、不登校生徒の居場所として児童館が機能していることを評価する声も届いており、引き続き小中学生、高校生世代の声を聞くためのつなぎ役として活躍してほしい旨の意見があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	6	「こども誰でも通園制度」の実施について	子ども・若者部
		【意見等】 ・令和8年4月より、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を実施する旨の説明があった。 ・利用者による申請方法に関する質問に対し、パソコンやスマートフォンを用いた事前の電子申請を行い、利用施設にて二次元コードを読み込むことで実績が反映される旨の回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	7	世田谷区立図書館の運営の在り方に関する方針（管理運営方針）素案について	教育委員会事務局
		【意見等】 ・第3次世田谷区立図書館ビジョンに基づき、世田谷区立図書館の運営の在り方に関する方針（管理運営方針）の素案について説明があった。 ・本取組みを踏まえ、図書室のあり方やブックボックスの配置等も含めて今後の図書館運営について考えてほしいと意見があった。 ・直営館が必要な理由を端的にまとめてほしいと意見があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	8	上用賀公園拡張事業の特定事業としての選定について	危機管理部 スポーツ推進部 みどり33推進担当部
		【意見等】 ・今般、上用賀公園拡張事業について本年10月に予定する事業者公募に向け、事業者対話や実勢価格の把握等を通じて事業の実施の可能性調査を行うとともに、DBO方式とすることの効果について評価を行った。その結果を踏まえ、本事業を特定事業として選定する旨の説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	9	世田谷区立上用賀公園運動場条例案について	スポーツ推進部
		【意見等】 ・令和7年5月に実施方針等を策定、公表した上用賀公園拡張事業について、世田谷区立上用賀公園運動場条例案を取りまとめたので決定する旨の説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	

審議概要	10	放課後等デイサービス利用料負担軽減補助の実施について	障害福祉部
		【意見等】 ・児童福祉法に基づく就学児童が利用する放課後等デイサービスについて、区独自での利用者負担軽減補助を実施する旨の説明があった。 ・特別区における補助制度の実施状況に関する質問に対し、中央区をはじめ３区は完全無償化を、新宿区を含む２区は区独自の補助を導入している旨の回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
備考			
所管課 (会議録作成所管)	政策経営部 政策企画課		